

議案第 35 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年板橋区条例第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係
（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパー
トナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力
し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権
者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ
関係の相手方」という。）」を加え、同条第 3 号ア中「の配偶者」の次
に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「当該配偶者」の次
に「又は当該パートナーシップ関係の相手方」を加え、同号イ中「の配
偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「当該配
偶者」の次に「又は当該パートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 2 条の 4 第 1 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の
相手方」を加え、同条第 2 号中「配偶者」の次に「若しくはパートナ
ーシップ関係の相手方」を加える。

第 3 条第 5 号、第 4 条及び第 8 条第 7 号中「配偶者」の次に「又はパ
ートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 18 条第 1 項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係
の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、職員及び非常勤職員の育児休業の取得要件等に係る規定を改める必要がある。